

会 議 記 録

会議名 産業教育常任委員会

開催日 令和6年9月17日(火) 開会 午前 9時00分

閉会 午前10時29分

出席者 委 員 委員長 福 富 善 明
雨 宮 茂 樹 針 谷 育 造 青 木 一 男
針 谷 正 夫 氏 家 晃 大阿久 岩 人
議 長 梅 澤 米 満
傍 聴 者 川 田 俊 介 小太刀 孝 之 市 村 隆
森 戸 雅 孝 浅 野 貴 之 小 平 啓 佑
大 浦 兼 政 古 沢 ちい子 大 谷 好 一
坂 東 一 敏 内 海 まさかず 小久保 かおる
広 瀬 義 明 福 田 裕 司 中 島 克 訓
小 堀 良 江 白 石 幹 男 関 口 孫一郎

事務局職員 事務局長 森 下 義 浩 議事課長 野 中 繭実子
主 査 小 林 康 訓 主 査 村 上 憲 之

委員会条例第21条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

産業振興部長	高野義宏
教育次長	佐藤義美
商工振興課長	糸井孝王
観光振興課長	茂呂一則
農業振興課長	丸山浩
農林整備課長	大塚和美
産業基盤整備課長	上岡豊
教育総務課長	渡辺智恵子
参事兼学校教育課長	堀江真哉
学校施設課長	國府泰浩
保健給食課長	飯島彰
文化課長	横倉悟史
美術・文学館課長	大阿久剛

令和6年第3回栃木市議会定例会
産業教育常任委員会議事日程

令和6年9月17日 午前9時開議 全員協議会室

- 日程第1 議案第92号 財産の取得について（追認）（小学校教師用教科書及び指導書）
日程第2 議案第93号 財産の取得について（追認）（小学校教師用教科書及び指導書）
日程第3 議案第94号 令和6年度栃木市一般会計補正予算（第4号）（所管関係部分）
日程第4 議案第74号 令和6年度栃木市栃木インター西産業団地特別会計補正予算（第1号）
日程第5 陳情第5号 「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情

◎開会及び開議の宣告

○委員長（福富善明君） ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しております。

ただいまから産業教育常任委員会を開会いたします。

（午前 9時00分）

◎諸報告

○委員長（福富善明君） 当常任委員会に付託された案件は、各常任委員会議案等付託区分表のとおりであります。

◎議事日程の報告

○委員長（福富善明君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議案第92号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（福富善明君） ただいまから議事に入ります。

日程第1、議案第92号 財産の取得について（追認）（小学校教師用教科書及び指導書）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

堀江参事兼学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（堀江真哉君） 学校教育課です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第92号 財産の取得について（追認）をご説明させていただきます。恐れ入りますが、お手元の追加議案書説明書の2ページをお開きください。提案理由でございますが、令和2年4月1日に契約し、取得した小学校教師用教科書及び指導書について、栃木市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、予定価格が2,000万円以上の財産については議会の議決を経て取得すべきところ、議会の議決を経ずに買入れを行っていたため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により追認の議決を求めるものであります。参照条文については、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

1ページにお戻りください。財産の取得についてでございますが、小学校教師用教科書及び指導書として次の財産を取得したことについて、地方自治法第96条第1項第8号の規定により追認の議決を求めるものでありまして、1、財産の表示につきましては小学校教師用教科書及び指導書、2、取得の方法につきましては随意契約、3、取得価格につきましては2,369万6,014円、4、取得の相手方は栃木市倭町6番22号、有限会社紙五商店代表取締役、橋本健であります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○委員長（福富善明君） 以上で説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては一問一答の方法でお願いします。

質疑はありませんか。

大阿久委員。

○委員（大阿久岩人君） この問題は、何か全国的に開示されたような気がするのですが、これはどの時点で栃木市は気がついたのですか。

○委員長（福富善明君） 堀江参事兼学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（堀江真哉君） 我々も認識不足をしておりましたが、議会の始まる少し前、本当に議会に何とか間に合わせようというところでの時期でした。今年度に入ってからということなのですが。

○委員長（福富善明君） 大阿久委員。

○委員（大阿久岩人君） この問題は、栃木市として気がついた。それとも全国的なことで、どこからか情報が入ったのですか。

○委員長（福富善明君） 堀江参事兼学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（堀江真哉君） 報道もありましたし、それから近隣の自治体からも問合せ等がありまして、確認しまして、本市でもというところで気がつきました。

以上です。

○委員長（福富善明君） 質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第92号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第92号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第93号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（福富善明君） 次に、日程第2、議案第93号 財産の取得について（追認）（小学校教師用教科書及び指導書）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

堀江参事兼学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（堀江真哉君） 続きまして、お願いいたします。

続きまして、議案第93号 財産の取得について（追認）をご説明させていただきます。恐れ入りますが、議案書の5ページをお開きください。提案理由でございますが、令和6年4月1日に契約し、取得した小学校教師用教科書及び指導書について、栃木市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、予定価格が2,000万円以上の財産については議会の議決を経て取得すべきところ、議会の議決を経ずに買入れを行っていたため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により追認の議決を求めるものであります。

4ページにお戻りください。財産の取得についてでございますが、小学校教師用教科書及び指導書として次の財産を取得したことについて、地方自治法第96条第1項第8号の規定により追認の議決を求めるものでありまして、1、財産の表示につきましては小学校教師用教科書及び指導書、2、取得の方法につきましては随意契約、3、取得価格につきましては3,185万893円、4、取得の相手方は栃木市倭町6番22号、有限会社紙五商店代表取締役、橋本健であります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（福富善明君） 以上で説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

針谷委員。

○委員（針谷育造君） 92号でも93号でも同じことですが、追認という形でこれを認めるという提案でございますけれども、今後の改善策とか今後こうしたいというものがありましたら答弁願いたいと思います。

○委員長（福富善明君） 堀江参事兼学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（堀江真哉君） 今までは、1つの買入れというか、そういったもので2,000万円を超えていなかったということで、ちょっと認識が足りない部分もありましたので、今回は同じ業者で同じ日に契約したものについては1つにしていって、額がしっかりと分かりやすいように、また課内でのチェック体制もこれを機に、こういったことがあったということでチェック体制もしっかり行ってまいりたいと思います。よろしく申し上げます。

○委員長（福富善明君） 針谷委員。

○委員（針谷育造君） チェック体制ということで、これはテクニックの問題もあるのかなと。予算要求の段階で、今までの予算は各小中学校に分散してということで、やはり指導書は教育委員会が

契約者になってまとめたところでの善処というものをぜひお願いしたい。そのことは考えていると思いますけれども、説明はありましたけれども、本当に見落とすということもあるかと思います。今後はそのようなことがないということでお願いをしたいと思いますけれども、どんな形で今後は予算計上や決算というものに出てくるのか、その辺のところをお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（福富善明君） 佐藤教育次長。

○教育次長（佐藤義美君） 今委員のほうからお話ありましたとおり、やはりきちんとした、そういった組織立てたチェック体制というものが必要かというふうには思っておりまして、今まで4月1日契約でございましたが、消耗品ということで債務負担行為を上げずに購入していたというようなところもございますので、きちんと4月1日付購入ということで債務負担行為を上げまして、今まで地域単位で契約を結んでいたところを本庁学校教育課のほうで1本で、それぞれの業者単位で契約をしていくような体制にしていきたいというふうを考えております。

以上でございます。

○委員長（福富善明君） 質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第93号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第93号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議事の終了した執行部の方々は退席していただいて結構です。大変ご苦労さまでした。

〔執行部退席〕

○委員長（福富善明君） なお、委員の皆様申し上げます。

ここで執行部の入替えを行いますので、しばらくお待ちください。ご苦労さまでした。

◎議案第94号（所管関係部分）の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（福富善明君） 次に、日程第3、議案第94号 令和6年度栃木市一般会計補正予算（第4号）の所管関係部分を議題といたします。

当局から説明を求めます。

なお、説明欄に記載しております金額については、読み上げを省略していただいで結構です。

糸井商工振興課長。

○商工振興課長（糸井孝王君） おはようございます。よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまご上程いただきました議案第94号 令和6年度栃木市一般会計補正予算（第4号）のうち所管部分につきましてご説明いたします。

まず、歳出からご説明いたします。初めに、2款総務費についてご説明いたします。恐れ入りますが、補正予算書の22、23ページをお開きください。1項16目諸費につきましてご説明いたします。補正額は636万2,000円の増額であります。

右の説明欄を御覧ください。所管関係部分、上から2項目目、国県支出金返還金（商工振興課）につきましては、移住支援補助金を交付した者が市外に転出したことにより、補助金返還事由に該当するため、国及び県へ返還する必要が生じたものであります。

次の国県支出金返還金（農業振興課）につきましては、農地中間管理機構を活用した一定の農地貸借の取組に対して交付される機構集積協力金のうち、令和元年度に交付した経営転換協力金の対象のうちの一部が交付要件を満たさなくなったことによる県への返還金であります。

次の国県支出金返還金（農林整備課）につきましては、農村環境多面的機能事業に係る活動面積の減少に伴い、同交付金に変更が生じたことによる差額分を返還するものであります。

続きまして、6款農林水産業費についてご説明いたします。恐れ入りますが、38、39ページをお開きください。1項3目農業振興費につきましてご説明いたします。補正額は367万8,000円の増額であります。

右の説明欄を御覧ください。環境保全型農業直接支払交付金につきましては、取組者や取組圃場の増加により、交付対象面積が増加したことにより増額するものであります。

次の農業再生協議会補助事業費につきましては、国の経営所得安定対策に関する推進活動や補助要件確認等に要する経費を助成する経営所得安定対策直接支払推進事業費補助金を県の交付決定額に基づいて増額するものであります。

次に、4目農地費につきましてご説明いたします。補正額は8,920万8,000円の増額であります。

右の説明欄を御覧ください。農村環境多面的機能事業費につきましては、同交付金を活用して活動組織を支援するもので、活動内容が増加したことに伴い、同交付金を増額するものであります。

次の西前原たん水防除事業費につきましては、今般の電気料の高騰に伴い、西前原排水機場の電気料に不足が生じる可能性があるため、光熱水費を増額するものであります。

次の市単独の単独土地改良事業補助金につきましては、土地改良区が所有する水利施設の老朽化に伴い、早急にポンプの更新等を行う必要が生じたため、同補助金を増額するものであります。

次の市単独農業農村整備事業費につきましては、岩舟町の静和川において堆積土砂を撤去するた

め、しゅんせつ工事費を増額するものであります。

次の部屋南部地区かんがい排水事業負担金につきましては、県が実施する石川排水機場の整備工事の増額に伴い、県営水利施設整備事業負担金を増額するものであります。

次の農地耕作条件改善事業費につきましては、部屋南部地区の農業用排水路工事において県の予算配分見直しに伴い、工事を前倒しで実施するため、排水路改修工事請負費を増額するものであります。

次の維持管理適正化事業補助金につきましては、全国土地改良事業団体連合会の制度を活用し、土地改良区が実施する揚水機改修工事を支援するため、同補助金を増額するものであります。

続きまして、7款商工費についてご説明いたします。恐れ入りますが、40、41ページをお開きください。1項1目商工総務費につきましては、補正額55万円の増額であります。

右の説明欄を御覧ください。職員人件費につきましては、総務人事課所管となりますが、人事異動に伴い、当初見込んでおりました所属職員の役職に変更が生じたことによる差額分を精査し、職員の共済費を補正するものであります。

以下、職員人件費につきましては、同様の理由及び所属人数の変更により職員の給与等を補正するものでありますので、以後の説明は省略させていただきます。

次に、2目商工業振興費につきましてご説明いたします。補正額は3,098万4,000円の増額であります。

右の説明欄を御覧ください。市有登録有形文化財（旧関根邸）管理費につきましては、旧関根邸敷地の樹木の枝葉が近隣住宅に侵入し、隣接する建物に影響を与えていることから、伐採の必要が生じたため、増額するものであります。

次の電気・ガス価格高騰対策中小企業者支援補助金につきましては、エネルギー価格高騰の影響を受けている市内中小企業者を支援するための補助金であります。

次に、3目工業開発費につきましてご説明いたします。補正額は195万3,000円の減額であります。

右の説明欄を御覧ください。栃木インター西産業団地特別会計繰出金につきましては、前年度繰越金を歳出財源に充当することによりまして減額するものであります。

次に、4目観光費につきましてご説明いたします。補正額は74万8,000円の増額であります。

右の説明欄を御覧ください。かかしの里管理事業費につきましては、かかしの里の屋外給水管の一部が漏水しており、給水管を修繕するための維持補修費の増額であります。

続きまして、10款教育費についてご説明いたします。恐れ入りますが、56、57ページをお開きください。2項3目学校建設費につきましてご説明いたします。補正額は772万2,000円の増額であります。

右の説明欄を御覧ください。小学校施設整備事業費につきましては、主に校舎屋上に設置してあります受変電設備の定期点検を行う際、点検従事者の安全を確保するための転落防止柵が設置され

ておらず、早急にその対策を行う必要があることから、転落防止柵の設置工事として工事請負費を増額するものであります。なお、設置工事を行う学校は、栃木第五小学校及び部屋小学校となります。

続きまして、58、59ページをお開きください。3項3目学校建設費につきましてご説明いたします。補正額は1,465万2,000円の増額であります。

右の説明欄を御覧ください。中学校施設整備事業費につきましては、吹上中学校が令和8年4月から栃木北中学校になることに伴い、教育環境の改善及び向上を図るための改修として、空調設備の新設及び更新工事を行う必要があることから、設計業務委託料を増額するもの、またさきの小学校施設整備事業費と同様に、主に校舎屋上に設置してあります受変電設備の定期点検を行う際、点検従事者の安全を確保するための転落防止柵が設置されておらず、早急にその対策を行う必要があることから、転落防止柵の設置工事として工事請負費を増額するものであります。なお、設置工事を行う学校は、栃木東中学校、栃木西中学校及び吹上中学校となります。

続きまして、60、61ページをお開きください。4項3目文化財保護費につきましてご説明いたします。補正額は207万8,000円の増額であります。

右の説明欄を御覧ください。ふるさと文化振興基金積立金につきましては、文化振興費寄附金に係る基金積立金であります。

次の田中一村顕彰事業費につきましては、東京都美術館で開催される田中一村展の見学ツアーを実施するための顕彰ツアー業務委託料であります。

以上をもちまして、所管部分の歳出の説明を終了させていただきます。

○委員長（福富善明君） 横倉文化課長。

○文化課長（横倉悟史君） 続きまして、歳入につきましてご説明いたします。

恐れ入りますが、補正予算書の14、15ページをお開きください。15款2項6目教育費国庫補助金につきましてご説明いたします。補正額は126万9,000円の減額であります。

右の説明欄を御覧ください。2節小学校費補助金のへき地児童生徒援助費等補助金につきましては、小野寺北小学校スクールバスの運行経費に対する国庫補助金の交付内定により減額するものであります。

次の3節中学校費補助金のへき地児童生徒援助費等補助金につきましては、藤岡中学校のスクールバスの運行経費に対する国庫補助金の交付内定により減額するものであります。

恐れ入りますが、16、17ページをお開きください。16款2項4目農業費県補助金につきましてご説明いたします。補正額は2,115万1,000円の増額であります。

右の説明欄を御覧ください。1節農業費補助金の1項目め、経営所得安定対策直接支払推進事業費補助金につきましては、国の経営所得安定対策に関する推進活動や補助要件確認等に要する経費に対する補助金であり、県の交付決定額に基づき、同補助金を増額するものであります。

次の環境保全型農業直接支払交付金につきましては、環境に優しい農業の取組に対する補助金であり、県の交付決定額に基づき、県補助金を増額するものであります。

次の多面的機能支払推進交付金につきましては、国の交付内定に基づき、県の交付金を増額するものであります。

次の農地耕作条件改善事業費補助金につきましては、県の交付決定額に基づき、県補助金を増額するものであります。

続きまして、下段の18款1項7目教育費寄附金につきましてご説明いたします。補正額は、100万円の増額であります。

右の説明欄を御覧ください。3節社会教育費寄附金の文化振興費寄附金につきましては、文化の振興を目的とした寄附の申出があったため、寄附金を増額するものであります。

恐れ入りますが、18、19ページをお開きください。19款2項6目ふるさと文化振興基金繰入金につきましてご説明いたします。補正額は95万8,000円の増額であります。

右の説明欄を御覧ください。1節ふるさと文化振興基金繰入金につきましては、先ほど歳出でご説明いたしました田中一村顕彰事業費に充当するため、同基金からの繰入金を増額するものであります。

続きまして、下段の21款4項4目雑入につきましてご説明いたします。補正額は2,420万8,000円の減額であります。

右の説明欄を御覧ください。2節雑入の3項目め、損失補償回収金等（商工振興課）につきましては、移住支援補助金の返還金の増額であります。

恐れ入りますが、20、21ページをお開きください。説明欄の1項目め、指定管理者市納入金等（農業振興課）につきましては、令和元年度に交付した機構集積協力金の対象農地の一部が交付要件を満たさなくなったことによる交付対象者からの返還金であります。

次の多面的機能支払交付金返還金等（農林整備課）につきましては、活動面積の減少に伴う活動組織からの返還であります。

次の図録売払収入等（美術・文学館課）につきましては、田中一村顕彰ツアーに係る参加者負担金であります。

以上をもちまして、所管関係部分の歳入の説明を終了させていただきます。

続きまして、債務負担行為につきましてご説明いたします。恐れ入りますが、補正予算書の7ページをお開きください。第3表、債務負担行為補正（追加）の4項目め、栃木北中学校校歌制作業務委託及び5項目めの栃木北中学校校章制作業務委託につきましては、皆川中、吹上中、寺尾中の統合に伴い、令和8年4月に栃木北中学校が開校することから、新学校の校歌及び校章を制作するため、令和6年度に制作者への依頼及び制作業務委託契約をする必要があり、委託料の限度額を設定するものであります。

次の令和6年度学校給食配送業務民間委託（千塚小）につきましては、現在の契約が令和6年度までであり、令和7年度から5年間の契約を行うにあたり、令和6年度中に入札等の事務手続を行い、契約を締結する必要があることから、期間と限度額を設定するものであります。

以上で債務負担行為の説明を終了させていただきます。

以上をもちまして令和6年度栃木市一般会計補正予算（第4号）の所管関係部分の説明を終了させていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（福富善明君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については、歳入歳出等を一括して審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出等を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方式により、ページ数もお知らせ願います。

質疑はありませんか。

氏家委員。

○委員（氏家 晃君） 59ページ、学校建設費、中学校施設整備事業費、設備整備工事費1,304万6,000円、このご説明の中で、吹上中学校に栃木北中になるのに伴いまして、空調設備の整備が必要になったというご説明だったのですが、北中学校に統合するから空調の工事が必要になるというところがちょっと理解に苦しむのですが、北中に統合しなかったら必要ないのかと。その辺のところをもう一度ご説明をお願いいたします。

○委員長（福富善明君） 國府学校施設課長。

○学校施設課長（國府泰浩君） お答え申し上げます。

まず、学校建設費、中学校の学校建設費の中身なのですが、中学校施設整備事業費の中で実施設計業務委託、こちらが160万6,000円ございます。この部分につきましては、吹上中学校の空調設備の設計業務委託になります。その下の設備整備工事費1,304万6,000円のほうなのですが、こちらは栃木東中と栃木西中及び吹上中学校の3つの学校の屋上にあるキュービクル、変電設備に防止柵を作るというものでございます。先ほどご質問ありました吹上中の空調設備につきましては、統合を控えておりまして、現在の教室数、普通教室は吹上中学校は各学年3クラスになっております。そこに今度皆川中と寺尾中の生徒が一緒になるということで、ちょうど今3クラスから4クラスになるという微妙な数字のところでもあります。そういったところと、あと生徒数が増えることによって教室数、会議室とか、そういったエアコンのついていない教室がまだありますので、その部分に新たにエアコンをつけるというような状況でございます。それとあと、調理室や木工室、金工室、こういった特別教室、ここにも設置する必要がございますので、それを含めた統合に向け

た準備をする上での空調設備の設計業務を今回補正で行いまして、来年度7年度中に空調設備の新設と更新、古いエアコンもあるので、その更新をこの機会に行いたいというものでございます。

以上です。

○委員長（福富善明君） 氏家委員。

○委員（氏家 晃君） 私の理解不足といたしますか、そういったところであったかと思えます。実施設計業務、吹上中が3中学校を統合したときの北中になると。それを見越しての業務委託料の増額ということで理解をしたわけなのですが、これは当初予算なんかではなかなか入れられなかったところなのですか。

○委員長（福富善明君） 國府学校施設課長。

○学校施設課長（國府泰浩君） 当初予算で予定を入れるということもできたのですけれども、まだその時点で栃木北中というものがはっきりしていなかったというところもございますので、北中が正式に8年度から統合してスタートするという、それを踏まえた後に今回改めて設計の業務委託を計上するような形とさせていただきました。

○委員長（福富善明君） 質疑ありませんか。

青木委員。

○委員（青木一男君） 関連なのですが、57ページの小学校施設整備事業費と先ほどの氏家委員の質問がありました中学校施設整備事業費ですが、その2点の中でキュービクルの受変電防止柵という説明がありました。今なぜ設置しなくてはいけないのかということと、またその設置の具体的な内容ですか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（福富善明君） 國府学校施設課長。

○学校施設課長（國府泰浩君） お答え申し上げます。

まず、受変電設備転落防止柵というもののなのですが、学校に受変電設備、キュービクルと言われるものがあります。大体地上にあるのが多いのですが、一部の学校においては屋上にも設置していると。地上と屋上、両方設置している学校もありまして、今回この小学校2校、中学校3校につきましては屋上にも設置されています。屋上に設置されているキュービクルなのですが、その周りに転落防止柵というものが設置されていなくて、生徒とか児童は、その手前の防護柵というか、屋上の柵でそこには行けないようにはなっているのですけれども、キュービクルの周りを囲む形で柵は設置されていない。この5つの学校については、柵が設置されておりません。それで、電気設備関係の点検を専門業者の方に行っているのですけれども、その際に安全対策として防護柵がないとやはり点検する上で危険だという話がございまして。実際これまでは、その中でもロープを使ってとか安全帯を設置してとかやっていたのですけれども、それだけではやはり不足しているということで、業者の方も安全柵というものがないと今後点検に支障があると。なかなか受け入れられないというか、業務を受けるのが厳しいということもございまして。そういったところを踏まえ

まして、安全面を考慮する上でキュービクルの周りに柵を追加するというものでございます。物としましては、高さ1メートル20から1メートル50の普通の屋上にある防護柵と同じようなものなのですけれども、それをキュービクルを囲む形でつけるというものでございます。

以上です。

○委員長（福富善明君） 青木委員。

○委員（青木一男君） それは、危険防止柵であれば、もっと以前から考えなくてはいけないものではないのかなと思うのですが、なぜ今なのでしょうか。

○委員長（福富善明君） 國府学校施設課長。

○学校施設課長（國府泰浩君） 本来であれば以前から必要なものではあったと思います。ただ、構造的になかなか設置しにくい場所でもありまして、費用もかかるものであったので、なかなか手が出せなかった状況、あとその状態でも一応点検業者の方にはやっていただけていたというところもございます。ただ、今後その状態では点検は受けられないというふうに業者のほうからの申出もございましたので、改めて安全面を考慮した上で設置する形になりました。

以上です。

○委員長（福富善明君） 青木委員。

○委員（青木一男君） ご説明ですと、栃木第五小、部屋小、あと栃木東中、西中、吹上中と。その5校の屋上ということなのですが、ほかの小中学校にはそういった設備を施す必要性というのはないのでしょうか。

○委員長（福富善明君） 國府学校施設課長。

○学校施設課長（國府泰浩君） ほかの学校は、このフェンスを作るような、こういったものはございません。これだけが残っております。

以上です。

○委員長（福富善明君） 質疑はありませんか。

雨宮副委員長。

○副委員長（雨宮茂樹君） 関連でお伺いします。

今のキュービクルの件で、大体何メートル掛ける何メートルというのがもし分かりましたらお願いいたします。

○委員長（福富善明君） 國府学校施設課長。

○学校施設課長（國府泰浩君） 具体的なメーター数はちょっとないのですが、1つの学校について大体30メートルぐらいになります。1辺が40メートルを3方向とか4方向かけるので、30メートルから40メートルぐらいの長さのフェンスをかけるような状況でございます。

○委員長（福富善明君） 雨宮副委員長。

○副委員長（雨宮茂樹君） 屋上ということで、実際工事となればクレーンを入れて上に引き上げる

のだと思うのですが、この工事は子供たちが学校にいないときに行う予定なのでしょうか。

○委員長（福富善明君） 國府学校施設課長。

○学校施設課長（國府泰浩君） お答え申し上げます。

今回の設置につきましては、足場を使ったり、大型重機での上げ下げ等を行います。工事時期につきましては、学校の授業というか、学校運営上、児童生徒がいないときだけではなく、いるときにもやる必要がありますので、学校と調整しながら、授業等に影響のないような形で実施したいと考えております。

以上です。

○委員長（福富善明君） ほかにありませんか。

針谷委員。

○委員（針谷育造君） 歳入と歳出関連するので、聞きたいと思えますけれども、17ページの教育費寄附金、文化振興費寄附金100万円でありますけれども、これはいつ実際に寄附をされたのでしょうか。その辺のところを教えてください。

○委員長（福富善明君） 大阿久美術・文学館課長。

○美術・文学館課長（大阿久 剛君） お答え申し上げます。

具体的な日時はちょっと今手元にないのですけれども、今年度入って7月ぐらいだったと思うのですが、ちょっと確認してまた改めてお答え申し上げます。

○委員長（福富善明君） 針谷委員。

○委員（針谷育造君） 7月というと、6月には当然間に合わないのでは、それはそれではないかなと思うのですけれども、21ページ、諸収入の4項の雑入で図録売払収入等12万円が上がっておりますけれども、単価はいかほどになるのでしょうか。

○委員長（福富善明君） 大阿久美術・文学館課長。

○美術・文学館課長（大阿久 剛君） お答え申し上げます。

今回のツアーにつきましては、参加者の負担金として1人1,000円をいただく予定でございます。

以上です。

○委員長（福富善明君） 針谷委員。

○委員（針谷育造君） 1,000円ということで、東京都美術館ですか、これはいつからいつまで開催される予定なのでしょうか。

○委員長（福富善明君） 大阿久美術・文学館課長。

○美術・文学館課長（大阿久 剛君） お答え申し上げます。

東京都美術館の田中一村展につきましては、9月19日木曜日から12月1日日曜日までの開催期間となっております。

以上です。

○委員長（福富善明君） 針谷委員。

○委員（針谷育造君） そうしますと、この間に何台のバスと、どういう形で募集、これからになるのでしょけれども、9月19日というともう目の前ですので、寄附金の受入れが遅かったということで9月補正になったのだと思うのですけれども、これはどんな段取りでやる予定でしょうか。

○委員長（福富善明君） 大阿久美術・文学館課長。

○美術・文学館課長（大阿久 剛君） お答えを申し上げます。

今回のツアーにつきましては、補正予算終了後、入札を行いまして、開催をするということになりますので、11月になります。土日祝日は予約制で、団体予約も受け付けていないということなものですから、平日に3回開催する予定でございます。日にちにつきましては、入札後、事業者と調整をして決めるということで、まだ日程的には決まっておりません。対象につきましては、栃木市に在住の方、または通勤通学をしている方を対象としまして、先ほど申し上げたとおり、参加費は1,000円、1回の定員は40名で、合計120名ほど募集する予定でございます。それから、先ほどの寄附の受入れ時期でございますが、6月21日でございます。

以上です。

○委員長（福富善明君） 質疑ありませんか。

針谷委員。

○委員（針谷正夫君） では、1点だけ質問させていただきます。

23ページの諸費の中に国県支出金の返還金というものがあります。その中で、移住者に対して移住支援をしたが、途中で移ったと、こういうご説明だったと思いますが、少し詳しくご説明を願いたいと思います。

○委員長（福富善明君） 糸井商工振興課長。

○商工振興課長（糸井孝王君） 世帯で該当して移住してきた方で、100万円が支払われていた方なのでしょけれども、申請後3年未満で栃木市から他市に転出したということで、その100万円を市のほうに返還していただきました。そのうち国が負担していた分50万円、県が負担していた分が25万円、合わせて75万円を支出のほうで今回補正をさせていただいているということでございます。

○委員長（福富善明君） 針谷委員。

○委員（針谷正夫君） ありがとうございます。

それで、以前にも一度移住をしてきた方が戻られた場合がありました。その際いろんな話がありましたが、今回の移られた理由というのはどんなこととされていますか、お伺いします。

○委員長（福富善明君） 糸井商工振興課長。

○商工振興課長（糸井孝王君） 聞いたところでは、テレワークで移住してきた方なのですが、コロナが5類に移行してから会社に度々行かなければならなくなってきたと。その頻度が増えてきたということで、ちょっと栃木市から会社のほうに通うのがきついということで転出したというような

お話を聞いております。

○委員長（福富善明君） 針谷委員。

○委員（針谷正夫君） 分かりました。なりわい上の都合というか、そういうことであればいいのですが、間違ってもあってはならないのは、間違ってもというか、近隣の方たちとの例えばお付き合いがなかなかうまくいかなかったとか、あるいは行政上のいろんな縛りというか、そういうことはないと思いますが、そういった危惧される点はなかったか、重ねてお伺いいたします。

○委員長（福富善明君） 糸井商工振興課長。

○商工振興課長（糸井孝王君） 私どもの把握している中では、そういった話は一切聞いておりません。

○委員長（福富善明君） 針谷委員。

○委員（針谷正夫君） 分かりました。大勢いるうちの方ですので、そういったことも若干起きるのは仕方のないことかもしれませんが、できれば晴れてこちらに移住ができたというような形にできるように、またよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○委員長（福富善明君） ほかにありませんか。

針谷委員。

○委員（針谷育造君） 7ページの債務負担行為で、北中学校の校歌、校章、20万円とか10万円と。校歌なんかは、これはずっと歌いつなげていくものですから、この20万円と10万円の積算根拠というのとはどんなものだったのでしょうか。

○委員長（福富善明君） 渡辺教育総務課長。

○教育総務課長（渡辺智恵子君） お答え申し上げます。

こちらの根拠につきましては、藤岡一中と藤岡二中を統合した際の金額ということで、参考にして同じ金額にさせていただいたところ です。

○委員長（福富善明君） 針谷委員。

○委員（針谷育造君） そうしますと、業務委託というとプロの方にお願ひするのでしょうか。その辺の考え方がありましたら教えてください。

○委員長（福富善明君） 渡辺教育総務課長。

○教育総務課長（渡辺智恵子君） こちらにつきましては、栃木西部地域の統合準備会、作業部会というのがございまして、そちらの中で何度も話し合いをさせていただいて、まず最初に作業部会のほうと準備会のほうから何人かの方を推薦してさせていただいて、そこで皆さんでお話しいただいた方から決めるということで、実際皆さんが契約したいと思っている方は、校歌についてはプロの方で、校章につきましては、今の寺尾中、皆川中、吹上中の生徒の皆さんから校章案を募集させていただいて、それをやはり作業部会と準備会で皆さんでよく話し合っ て決めて、それはもともと地元だった

方がそういうことをやっているということで、そういう方をお願いするということになりました。

○委員長（福富善明君） 質疑ありませんか。

雨宮副委員長。

○副委員長（雨宮茂樹君） 41ページの電気・ガス価格高騰対策中小企業者支援補助金について詳しくご説明をお願いします。

○委員長（福富善明君） 糸井商工振興課長。

○商工振興課長（糸井孝王君） こちらは、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金本省繰越分を活用して支援補助金として支出するものでございますけれども、この内訳としましては、補助金申請受付等の業務委託料に300万円、残りの2,750万円、こちらが支援補助金ということになります。1事業者当たり5万円を支出するものですが、内容としましては、令和6年の5月から9月の電気、ガス料金の合計額、こちらが20万円以上となる中小企業者に対して一律5万円を補助するということとなります。見込みでは、550件ということで金額を算出しております。

以上でございます。

○委員長（福富善明君） 雨宮副委員長。

○副委員長（雨宮茂樹君） ありがとうございます。

前にも、コロナ禍中にもこういった同じような補助金があったかなと思うのですが、たしか予定額まで全然満たなかったような補助金もあったりして、利用者からは、使いづらいとか、申請が煩雑だとか、いろんなご意見があったと思うのですが、そこについて何か改善の点がありましたらお伺いします。

○委員長（福富善明君） 糸井商工振興課長。

○商工振興課長（糸井孝王君） これまでに幾つかコロナ禍で補助をしてきたわけなのですが、その中で実際の支払った額の差額を領収書等を添付して申請していただくというようなやり方をしたときもあったのですが、このときは非常に書類が煩雑になるということでいろいろご意見をいただきました。その辺も踏まえまして、この今回の電気・ガス価格高騰対策中小企業者支援補助金につきましては、令和4年度にやはり実施しているものでございますけれども、基本的には一定の額を超えていればということで、過去の支払い領収書と現在の支払い領収書を用意してくれというようなことはありませんので、比較的こちらは申請しやすいものになっているかと思えます。今回本省繰越分ということで予算も限られた中でございますので、予算規模的にも今回はこの補助金でというふうなことで決めたものでございます。

○委員長（福富善明君） 雨宮副委員長。

○副委員長（雨宮茂樹君） ありがとうございます。

申請については、いつ頃かを予定しているのでしょうか。

○委員長（福富善明君） 糸井商工振興課長。

○商工振興課長（糸井孝王君） 申請は、今のところ予定としましては、11月下旬から2月上旬までを今のところ予定しております。

○委員長（福富善明君） 氏家委員。

○委員（氏家 晃君） 関連なのですが、補助金の額が2,750万円で、単価5万円で550件ということで、この国のほうの補助と合っているわけなのですが、この550件を超えた申込みがあった場合、その場合の対応というのは、2億7,500万円で打ち切りになるのかとか、ご答弁いただきたいと思えます。

○委員長（福富善明君） 糸井商工振興課長。

○商工振興課長（糸井孝王君） 550件分で打ち切りというようなことになります。

○委員長（福富善明君） 質疑ありませんか。

青木委員。

○委員（青木一男君） せっかくですので、この機会をお借りしてちょっとお聞きしたいのですが、中小企業支援補助金ということで、中小企業の定義は、厚労省などでは人数ベース、それとあと資本金ベース等があるかと思うのですが、栃木市としての中小企業の定義というのをお聞きしたいと思えます。

○委員長（福富善明君） 糸井商工振興課長。

○商工振興課長（糸井孝王君） 基本的には、いわゆる法的に決められた中小企業のほかに個人事業主の方なども対象になります。

○委員長（福富善明君） 青木委員。

○委員（青木一男君） 基本的に決められたというのは、厚労省等のベースになっているものを基準としているのでしょうか。それとも栃木市として独自の中小企業というのは設けていないと思うのですが、その辺はいかがなのでしょう。

○委員長（福富善明君） 糸井商工振興課長。

○商工振興課長（糸井孝王君） 特に栃木市独自としては決めてはおりません。

○委員長（福富善明君） 質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ないようですので、これをもちまして質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第94号の所管関係部分を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第94号の所管関係部分は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議事の終了した執行部の方々は退席していただいて結構です。大変ご苦労さまでした。

〔執行部退席〕

○委員長（福富善明君） なお、委員の皆様申し上げます。

ここで執行部の入替えを行いますので、しばらくお待ちください。

◎議案第74号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（福富善明君） 次に、日程第4、議案第74号 令和6年度栃木市栃木インター西産業団地特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

なお、説明欄に記載しております金額については、読み上げを省略していただいて結構です。

上岡産業基盤整備課長。

○産業基盤整備課長（上岡 豊君） 改めまして、おはようございます。よろしく願いいたします。

ただいまご上程いただきました議案第74号 令和6年度栃木市栃木インター西産業団地特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明させていただきます。

恐れ入りますが、第4次のほうの補正予算書の9ページをお開きください。令和6年度栃木市栃木インター西産業団地特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによるというものであります。

第1条は、歳入予算の補正でありまして、歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、第1表、歳入予算補正によるというものであります。なお、第1表、歳入予算補正につきましては次の10ページのほうに掲載してございます。

続きまして、大変ページが飛びますけれども、84、85ページをお開きください。84ページ、2、歳入の説明をいたします。

3款1項1目一般会計繰入金につきましてご説明いたします。補正額は195万3,000円の減額であります。右の説明欄を御覧ください。一般会計繰入金につきましては、前年度繰越金を歳出財源に充当することによりまして減額するものであります。

次の4款1項1目繰越金につきましては、補正額195万3,000円の増額であります。右の説明欄を御覧ください。前年度繰越金につきましては、令和5年度の決算額が確定したことによりまして、繰越金の額をそのまま増額するというものでございます。

以上をもちまして令和6年度栃木市栃木インター西産業団地特別会計補正予算（第1号）につい

て説明を終了させていただきます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員長（福富善明君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法により、ページ数もお知らせ願います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ないようですので、これもちまして質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第74号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第74号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議事の終了した執行部の方々は退席していただいて結構です。大変ご苦労さまでした。

〔執行部退席〕

◎陳情第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（福富善明君） 次に、日程第5、陳情第5号 「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情を議題といたします。

初めに、請願・陳情文書表を書記に朗読させます。

村上書記。

〔書記朗読〕

○委員長（福富善明君） これより審査に入ります。

なお、各委員の発言の際は、陳情の趣旨やその論点等について、さらに陳情に対する賛否などを自由に討議していただきたいと思っておりますので、よろしく願います。

それでは、ご意見等がありましたらご発言を願います。

ご発言はありますか。

針谷委員。

○委員（針谷育造君） 請願・陳情文書表を見まして、真実がここでは述べられていると私は思っ

いるのです。労働者なくしてこの社会は成立しないのです。その労働者の最低賃金、全国で一律ならまだいいですが、地域によって格差があるということは、ますます低賃金労働者をつくり出す。ちなみに栃木市の会計年度任用職員の状況を聞きましたけれども、これよりは若干よいということになっているようでありますけれども、栃木市、言いようによっては、ワーキングプアという言葉も言われて久しいものですから、本当に労働者が私に言わせれば会社で働いて労働してその富をつくっているわけです。そういう労働者が私に言わせれば社会の主人公だと。こういう実態、あるいは実質的な労働者の立場を考えれば、まさに41円というもの、安いと思いますけれども、前にもちょっと申し上げましたけれども、オーストラリアでは時間2,000円だと。こんなことも全世界でも非常に、栃木というか、これは栃木の労働組合が陳情を出してきておりますけれども、やはり底辺を上げる、そのために、ここに書いてあるように、政府も中小企業対策というものをかけながら、正確ではありませんけれども、もう十何か月だか20か月だか、私たちの物価に追いつかない賃金、こんな状況もあつたりしますので、ぜひ41円、非常に控え目な要求であるかと思っておりますけれども、本当に労働者を大事にするのでしたら、そのようなもの、大幅賃上げをここからしていかなかったら日本の低賃金構造は変わらない。中小企業の人たちも大変苦しいと思っておりますけれども、中小企業は今度は大企業のところを要求をし、大企業では内部留保が550兆円、ますます増えております。その550兆円は労働者が働き出したものであるという現実を目を向けていただいて、ぜひともこの陳情については採択をお願いしたいなということの意見を申し上げたいと思っております。

○委員長（福富善明君） ほかにご発言ありますか。

氏家委員。

○委員（氏家 晃君） 私は、最賃の全国一律制度には賛成の立場ではあります。しかしながら、今回の陳情に関しましては不採択の立場でございます。その理由といたしまして、国のほうでも最賃の地域別のランク分け、1978年からずっとA B C Dの4段階に分かれていたものが2023年からA B Cの3段階に変えられました。国のほうもできるだけ全国一律にしようと。段階的にしようとしているところと私は理解しています。この段階的にしていかなければいけない理由といたしまして、労働者に賃金を払う事業主、雇用主のこともちょっと考えないといけないかと思っております。今現在、栃木県の最賃が954円、10月から1,004円になるわけなのですが、その最低賃金でしか雇えない中小企業、個人事業主がいらっしゃいます。そういったところへのしっかりとした支援をしていかなければ、逆に企業のほうが疲弊をしていってしまいます。

この陳情の中で、中小企業支援も書かれているわけですが、全体の6行だけでございます。何回も読ませていただいたわけですが、そういった理由、また労働者の賃金は経済の最も基本的なベースである。このベースを一律にしなければ、どんな経済対策を講じても日本経済を再生することはできないという一文もございまして、これ逆説的に言いますと、労働者の賃金のベースを一律にすれば日本の経済は確実に再生するといった理解ができるわけでございます。そうい

ったことが代表的なところでございますが、あまりにもといたしますか、労働者側に立った陳情でございまして、これから国のほうもやっています。中小企業のほうもしっかりと支援をしていくながら最低賃金も全国一律にしていく、そういった動きを我々のほうも見ていって、それでも改善が見られない、そういったときには我々もしっかり考えなければならないのかなというふうに思うところでございます。以上の理由から私は不採択の立場を取らせていただきます。

以上です。

○委員長（福富善明君） ほかにご発言ありますか。

雨宮副委員長。

○副委員長（雨宮茂樹君） 私も不採択の立場で意見を言わせていただきます。

今氏家委員がおっしゃったように、中小企業支援をしっかりやっていかなければいけない部分でもありますし、いわゆる年収の壁と言われるようなものもありまして、これ以上年収を上げたくないという労働者もいるわけでございます。そういった部分の解消をしていかない限りは、最低賃金だけを一律にしたとしても、今度は労働者不足であったりだとか、先ほど氏家委員もおっしゃったように、中小企業が成り立たなくなってくるというような可能性も十分に考えられるわけです。国においては、現状最低賃金を1,500円まで引き上げていくような動きもありますし、また年収の壁と言われるようなところも議論をして、今後改善の見通しというところでもありますので、そういったところの動きを見ながら、いずれ最低賃金は1,500円に上がっていくのだろうというふうに思っております。全国一律になるのも、そういった整備が全て整ったときになるのかなと思いますので、今回の陳情に関しては不採択のご意見を言わせていただきます。

以上です。

○委員長（福富善明君） ほかにご発言ありますか。

針谷委員。

○委員（針谷正夫君） この陳情が出されたのが9月5日だったかと思っております。ちょうどその日の朝刊は、倒産9年ぶり70件超という記事が2段抜きで下野新聞に載っておりました。県内では倒産が9年ぶりに70件を超えて、それがコロナのときに出たいわゆるゼロゼロ金利、無担保、無利子の返還時期が今まさに迫ってしまっていて、金融機関も大変ですし、まして事業者のほうはそれがきっかけとなって廃業、倒産に追い込まれている。あるいは、今もって今後も物価高騰の折で大変な時期にあります。ですから、今回のこの陳情についての趣旨といいますか、氏家委員が最初に歴史も踏まえながら述べてくれましたけれども、そういった方向はやはり段階的かというと、そういったことで、今こういうことで6行というのは、私もこの数字の中で6行しか語っていない。もっと語ってほしかったと思っております。ですから、こういった時期に、大手といいますか、都市部のいわゆる労働生産性の業種が多いところではじいた賃金といいますか、そういうところと、地政学とは言いませんが、地域によってそういったばらばらがあるというところに関連づけたくはありま

せんが、会社でなかなかそういったことで払うことができない。鶏か卵の理論になってしまうところもありますけれども、今まさにこの時期でこういった陳情を受け入れるということはできないので、不採択ということにさせていただきたいと思います。

○委員長（福富善明君） ほかに発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ほかにご意見等がないようですので、ただいまから陳情第5号について採決いたします。

お諮りいたします。本陳情を採択すべきものとするに賛成の委員の起立を求めます。

〔起立少数〕

〔	賛 成	針谷育造				
	反 対	雨宮茂樹	青木一男	針谷正夫	氏家 晃	大阿久岩人

○委員長（福富善明君） 起立少数であります。

不採択すべきものと決定いたしました。

◎閉会の宣告

○委員長（福富善明君） 以上で当常任委員会の審査は終了いたしました。

なお、審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長及び副委員長にご一任願います。

これをもって産業教育常任委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

（午前10時29分）